

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8％から10％に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和5年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）

199,040 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

1,778,790 千円

（単位：千円）

区 分		令和 5 年度		社会保障 施策費	財源内訳				
		決算額	うち人件費		特定財源			一般財源	
					国庫支出金	県支出金	その他		
		A	B	A－B					地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）
民生費	社会福祉費	1,156,460	95,259	1,061,201	263,866	183,360	69,902	544,073	60,880
	老人福祉費	856,220	51,407	804,813	36,029	65,382	17,303	686,099	76,772
	児童福祉費	1,486,691	12,154	1,474,537	724,481	292,137	102,040	355,879	39,822
衛生費	保健衛生費	425,728	141,262	284,466	28,874	5,986	56,867	192,739	21,566
合 計		3,925,099	300,082	3,625,017	1,053,250	546,865	246,112	1,778,790	199,040

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分